

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……………
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
……………(同)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
……………(同)……………

公告

○開発行為に関する工事を完了……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………

○東京都指定給水装置工事業業者の指定……………(水道局)……………

○東京都指定給水装置工事業業者の事業廃止……………(同)……………

告示

東京都告示第千二百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

る。

平成三十年九月五日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区羽田空港二丁目的一部、同所 平成三十年八月
一番の一部、二番及び三番の一部並 十七日
びに羽田空港三丁目一番の一部、三
番一から同番十四まで、同番十五の
一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

東京都告示第千二百六十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

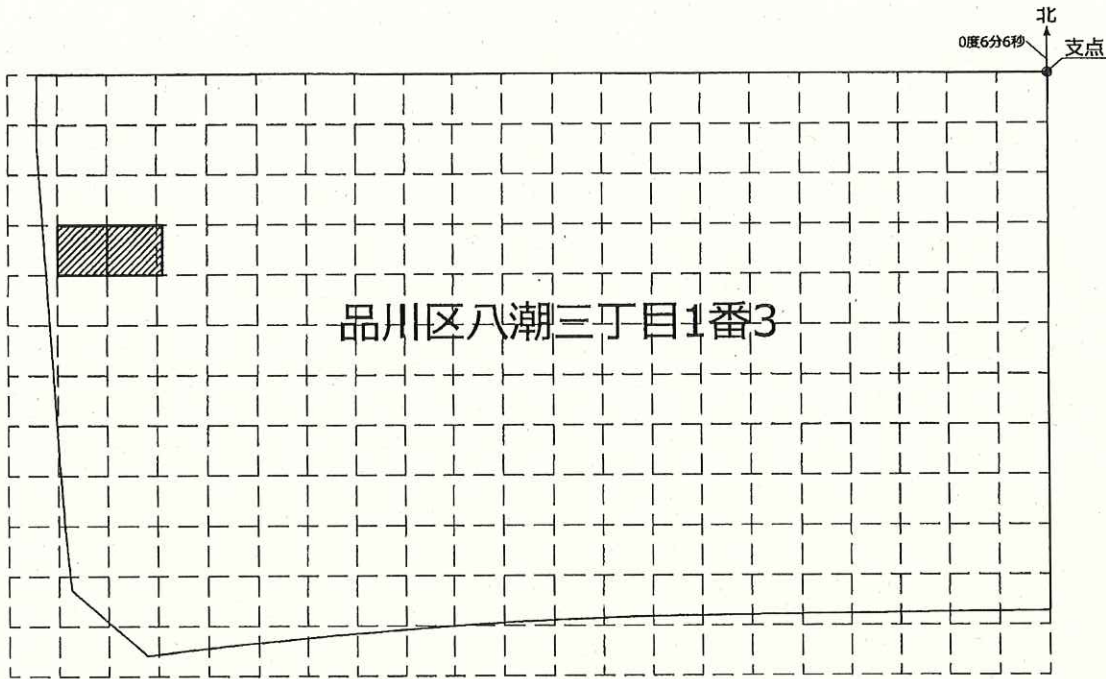
平成三十年九月五日


東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区海岸一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

別図



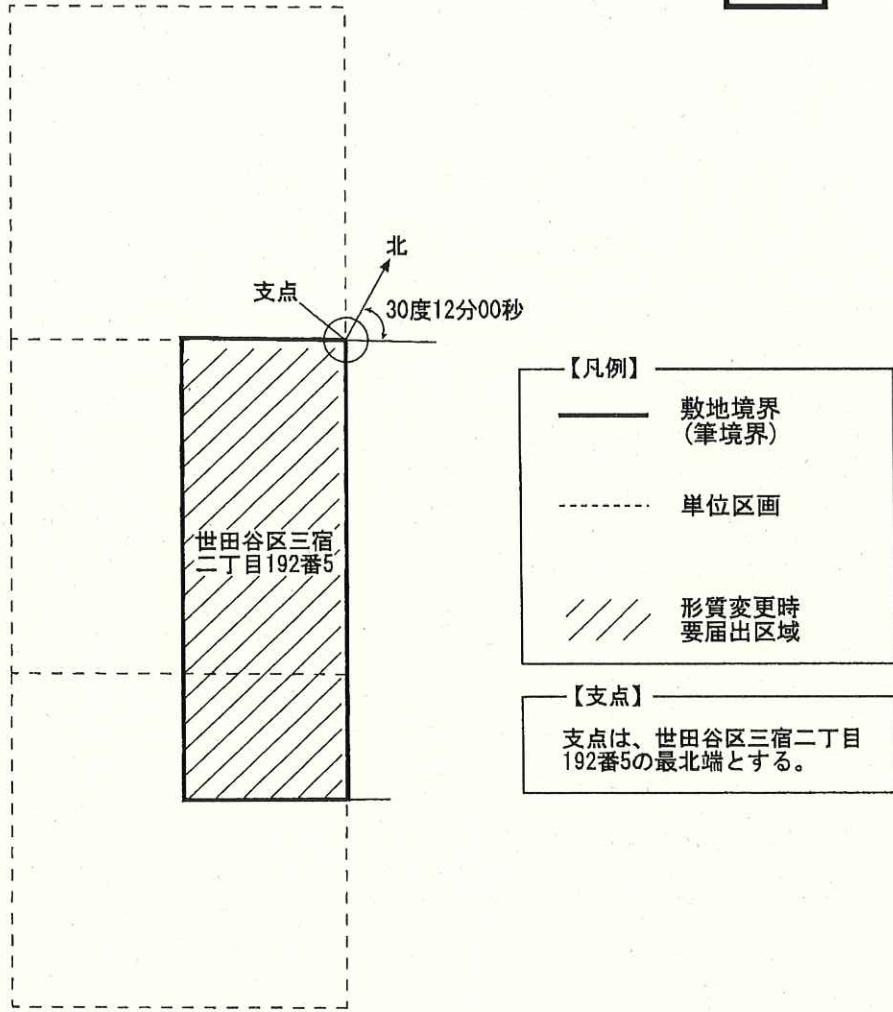
凡例	
——	: 敷地境界
- - - -	: 単位区画
	: 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、下記座標とする。
 X座標：-45939.369
 Y座標：-6802.707
 座標は世界測地系(測量成果2011)による。

【格子の回転角度（0度6分6秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百六十八号
 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成三十年九月五日
 東京都知事 小 池 百合子
 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（世田谷区三宿
 二丁目地内）
 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 六価クロム化合物

別図



●東京都告示第千二百六十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第三百六号
 により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第
 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
 のとおり告示する。

平成三十年九月五日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西大井一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去